令和7年度 長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業 よ く あ る ご 質 問 一 覧

支援候補者登録後について

	Q	A
1	支援候補者に	就職活動の制限はありません。県が主催する就職関連イベント等への積
	登録したが、就	極的な参加をお願いします。
	職活動に制限を	
	受けるのか。	
2	支援候補者に	支援候補者としての登録が取り消され、本制度による支援が受けられな
	登録されたが、	くなりますが、それ以外のペナルティはありません。
	支援要件を満た	
	す就職をしな	
	かった場合、ペ	
	ナルティ(罰則)	
	はあるのか。	
	就職希望先の	企業が対象かどうかは個別に判断しますので、お気軽にお問合せくださ
	企業が、本事業	ι ₀
3	の対象企業かど	支援候補者の採用実績のある企業の一覧は以下の県ホームページから確
	うか確認した	認ができます。
	61 ₀	http://10.1.10.2/kohocms/wp-content/uploads/2025/10/1760665383.p
		<u>df</u>
4	大学生のとき	登録には有効期間が設定されております。
	に支援候補者に	今後の就職時期に合わせて、あらためて登録申請が必要です。
	登録後、大学院	
	に進学すること	
	になった。支援	
	を受けることが	
	できるのか。	
5	自ら起業した	会社の登記事項証明書、確定申告書の写し、必要に応じて現地調査など
	(事業主とな	により対象業種での起業等であることが確認できる場合には対象となり
	る)場合は対象	ます。
	となるか。	

	Q	A
	県内の対象業	1回目に支援を受けた支援金の返還は求めません。
	種に就職し、3	なお、退職後、離職期間が1年を超えないうちに再就職し、就業・県内
	年間勤務後に1	居住の通算期間が前職での期間も含めて6年に達すれば、時期は遅れます
	回目の支援を受	が 2 回目の支援も受けることができます。再就職先でも業種や職種、雇用
	け、その後都合	形態(正規雇用)の全てが本事業の対象要件を満たす必要がありますが、
6	により退職し	退職事由が次の 、 に該当する場合、正規雇用での再就職であれば業
	た。6年間の勤	種・職種は問いません。
	務を満たさない	勤務先の倒産等、会社都合による退職
	が、1回目の支	勤務先が県外へ移転(勤務先の県内事業所が閉鎖され
	援金の返還が必	県外事業所へ統合された場合等を含む)した場合における、県内に居
	要か。	住し続けるための退職
	産前産後休暇	対象業種の県内企業に在籍したままの休暇や休業は、支援要件を満たす
	や育児休業、病	就業・期間(支援要件充足期間)として、期間計算に含みます。
	気休業等の期間	
7	は、支援要件を	
	満たす期間の計	
	算に含まれるの	
	か。	